

仕 様 書

1 契約名

中区スポーツ施設固形状一般廃棄物処理及び運搬業務

2 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 履行場所

(1) 広島市中区スポーツセンター（以下「中区SC」という。）

広島市中区千田町三丁目8番12号

(2) 広島市中区スポーツセンター吉島屋内プール（以下「吉島屋内P」という。）

広島市中区南吉島一丁目3番55号

(3) 広島市中央庭球場（以下「中央庭球場」という。）

広島市中区基町2番18号

4 目的

当該業務は、中区SC、吉島屋内P及び中央庭球場から排出される固形状一般廃棄物を収集・運搬・処分し、施設の衛生環境の保全を図る。

5 業務内容

中区SC、吉島屋内P及び中央庭球場から排出される固形状一般廃棄物を搬出し、適正に処理し、処分するものとする。

(1) 搬出廃棄物及び搬出先等

区 分	搬出廃棄物	搬出先
可燃ごみ	生ごみ、再生のきかないかみくず、その他	広島市の所管する 処理工場、採取処 分場及び許可する 事業場
プラスチックごみ	プラスチック類（包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器など）	
不燃ごみ	不燃物類（傘や文具などプラスチックと金属の複合品などでプラスチックごみ以外のもの）	
資源ごみ	紙類（ダンボール、新聞、書類、チラシ等） 布類、金属類（空カン、金属くず、金属製品等）、ガラス類、ペットボトル類等	

(2) 収集運搬回数等

ア 収集運搬回数は次のとおりとする。

- ・ 中区SC 週2回
- ・ 吉島屋内P及び中央庭球場 週1回

ただし、大会が開催され廃棄物が多量に出た場合等は、施設の景観を損なわないよう発注者の連絡により速やかに収集運搬を行うものとする。

イ 収集時間

施設開館時間内とする。

(3) 業務にあたっての留意事項

ア 委託業務の実施に当たっては、広島市登録車両を使用しなければならない。

イ 受注者は、廃棄物の運搬にあたり通行人等に危険を及ぼさないよう特に注意するとともに、廃棄物が飛散・流出しないよう迅速丁寧に行う。

ウ 作業中、受注者の責めに帰すべき理由により、施設及び来館者等に損害を与えたときは、受注者の責任のもとこれを賠償する。

6 経費の負担

業務の実施に当たっての必要な経費は、全て受注者の負担とする。ただし、処分場へ支払う処分手数料（有料指定袋）については、発注者が負担する。

7 受注者の報告事項等

(1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者の氏名並びに連絡先等を報告するものとする。現場責任者等に変更があった場合も同様とする。

(2) 受注者は、毎月の業務終了後、業務実施報告書を翌月 5 日（3 月分については、3 月 31 日）までに提出し、確認を受けるものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

〔参考〕

中区 S C、吉島屋内 P 及び中央庭球場 固形状一般廃棄物 排出量
(令和 3 年度から令和 5 年度までの実績)

施設名	区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
中区 S C	可燃ごみ	1,000kg	1,070kg	1,020kg
	プラスチックごみ	245kg	360kg	325kg
	不燃ごみ	200kg	260kg	63kg
	資源ごみ	948kg	1,190kg	1,111kg
吉島屋内 P	可燃ごみ	469kg	579kg	287kg
	プラスチックごみ	5kg	20kg	10kg
	不燃ごみ	100kg	14kg	37kg
	資源ごみ	148kg	198kg	159kg
中央庭球場	可燃ごみ	556kg	887kg	738kg
	プラスチックごみ	12kg	8kg	148kg
	不燃ごみ	98kg	144kg	11kg
	資源ごみ	55kg	69kg	128kg